

○届出をしようとする者の使用に係る電子計算機に係る技術的基準

平成一五・三・二四
閣・財・文・厚・
農・経・国・環告一

改正 平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告一

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号。以下「規則」という。）第十一条に規定する届出をしようとする者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものでなければならぬ。

- 一 規則第十一条に規定する指定電子計算機に備えられたファイルから入手した排出量等届出様式に入力できる機能
- 二 都道府県知事の使用に係る電子計算機と通信できる機能

制定文（平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告一）（抄）

平成十五年四月一日から施行する。

改正文（平成一六・三・二六閣・財・文・厚・農・経・国・環告一）（抄）

平成十六年三月二十九日から適用する。